明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日を定める政令（三四五）　四

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四六）　四

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（三四八）　五

○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四九）　七

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六三）　八

〔府令・省令〕

○銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　二

○株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業四）　三

〔復興庁令・省令〕

○福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令（復興庁・農林水産・経済産業・環境一）　三

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務五三）　三

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（文部科学三七）　三

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令（経済産業八四）　六

○電気事業会計規則の一部を改正する省令（同八五）　三

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（同八六）　三

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　四

○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件（金融庁六六）　四

○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（同六七）　四

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同六八）　四

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同六九）　四

○銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同七〇）　四

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件（同七一）　五

○銀行に係る連結レバレッジ比率等の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件（同七二）　五

○銀行持株会社に係る持株レバレッジ比率の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件（同七三）　五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。